

柳井市資源ごみ回収推進事業奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活の中から排出されるごみ類の中で再利用又は再生利用が可能と認められる資源ごみの回収推進事業を行う団体及び回収業者に対し、資源ごみ回収推進事業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、生活環境の保全とごみの減量化及び資源の有効利用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 推進事業 柳井市内にて、推進団体においては、一般廃棄物の再利用又は再生利用できる資源ごみを回収し、回収業者に売却又は引き取らせる事業をいい、推進業者においては、推進団体が回収した資源ごみを推進団体が指定する場所において、買い取り又は引き取る事業をいう。
- (2) 推進団体 推進事業を行う自治会、PTA、子供会、婦人会、老人クラブその他の営利を目的としない柳井市内の団体で次条の規定により登録をした団体をいう。
- (3) 推進業者 推進事業を行うために必要な回収運搬能力を有する回収業者で、次条の規定により登録をした業者をいう。
- (4) 奨励金交付対象資源ごみ 次に掲げるものをいう。

ア 紙類

イ 布類

ウ アルミニウム

(推進団体及び推進業者の登録)

第3条 奨励金の交付を受けようとする推進団体は、柳井市資源ごみ回収推進事業推進団体登録申請書（別記第1号様式）により登録申請するものとする。また、奨励金の交付を受けようとする推進業者は、柳井市資源ごみ回収推進事業推進業者登録申請書（別記第2号様式）により登録申請するものとする。

2 前項により登録をした推進団体及び推進業者は、登録申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

3 推進団体及び推進業者の登録の有効期限は、当該年度内とする。

(奨励金)

第4条 市長は、推進事業を実施した推進団体及び推進業者に対し、別表に定める基準により予算の範囲内において奨励金を交付する。

(奨励金の交付申請)

第5条 推進団体は、奨励金を受けようとするときは、柳井市資源ごみ回収推進事業奨励金交付申請書（推進団体用）（別記第3号様式）により交付申請するものとする。また、推進業者は、奨励金を受けようとするときは、柳井市資源ごみ回収推進事業奨励金交付申請書（推進業者用）（別記第4号様式）により、交付申請するものとする。

2 この要綱により推進団体及び推進業者が交付申請できる期日は、登録した日以降で当該年度内とする。

(奨励金の交付)

第6条 市長は、前条に基づく奨励金の交付申請を受理したときは、これを審査し、適正と認めたときは、資源ごみ回収推進事業奨励金を交付する。

(奨励金の返還)

第7条 市長は、推進団体及び推進業者が次の各号のいずれかに該当したときは、登録の取消しをし、登録を取消すべき事由が発生した日以降に行われた奨励金交付対象資源ごみの買取りについて交付した奨励金の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき。
- (2) 推進事業において不正な行為があったとき。
- (3) 登録取消しの申出があったとき。

(市場価格低落等の場合における措置)

第8条 市長は、市場価格の低落等により推進業者が資源ごみを買取る又は引き取ることができない状況が生じたときは、資源ごみの回収推進事業に支障がないよう、必要に応じて適当な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年2月21日から施行する。ただし、平成17年2月20日における大畠町の区域については、平成17年3月31日までの間は、この要綱の規定にかかわらず、合併前の大畠町資源ごみ回収推進事業奨励金交付要綱の例による。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年６月２１日から施行し、改正後の柳井市資源ごみ回収推進事業奨励金交付要綱の規定は、平成２８年６月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第4条関係）

推進団体及び推進業者への奨励金交付基準

区分	推進団体	推進業者
奨励金額	交付対象資源ごみ1kg 当たり5円を、当該年度に6回を限度として交付する。 平郡島の推進団体が平郡島から交付対象資源ごみを運搬する際にフェリーを使用した場合、1回につき（当該年度内に4回を限度とする。）22,000円を限度として実費を交付する。	一つの推進団体から買い取り又は引き取りをした交付対象資源ごみの重量が2トン未満の場合に限り5,000円を交付する。